横須賀市立小中学校適正配置審議会の傍聴に関する要領

（総則）

第１条　この要領は、横須賀市立小中学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第２条　会議の傍聴者の定員は、原則として 10 人以内とし、椅子席のみとする。

２　傍聴を希望する者が開会時刻の 10 分前の時点で前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、定員に達しない場合は、審議会開会まで先着順に受付けます。

（傍聴章）

第３条　傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

２　傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

（傍聴者の遵守事項）

第４条　傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

（１）委員会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（２）話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

（３）鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

（４）帽子、コート、マフラーの類は着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りではない。

（５）飲食又は喫煙しないこと。

（６）写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。

（７）メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。

（８）むやみに席を離れないこと。

（９）前各号に定めるほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為はしないこと。

（違反者に対する措置）

第５条　傍聴者が前条の規定を違反したとき、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

（別記様式）

No.	横須賀市立小中学校適正配置審議会
傍聴章	
（お帰りの際は事務局へお返しください。）	